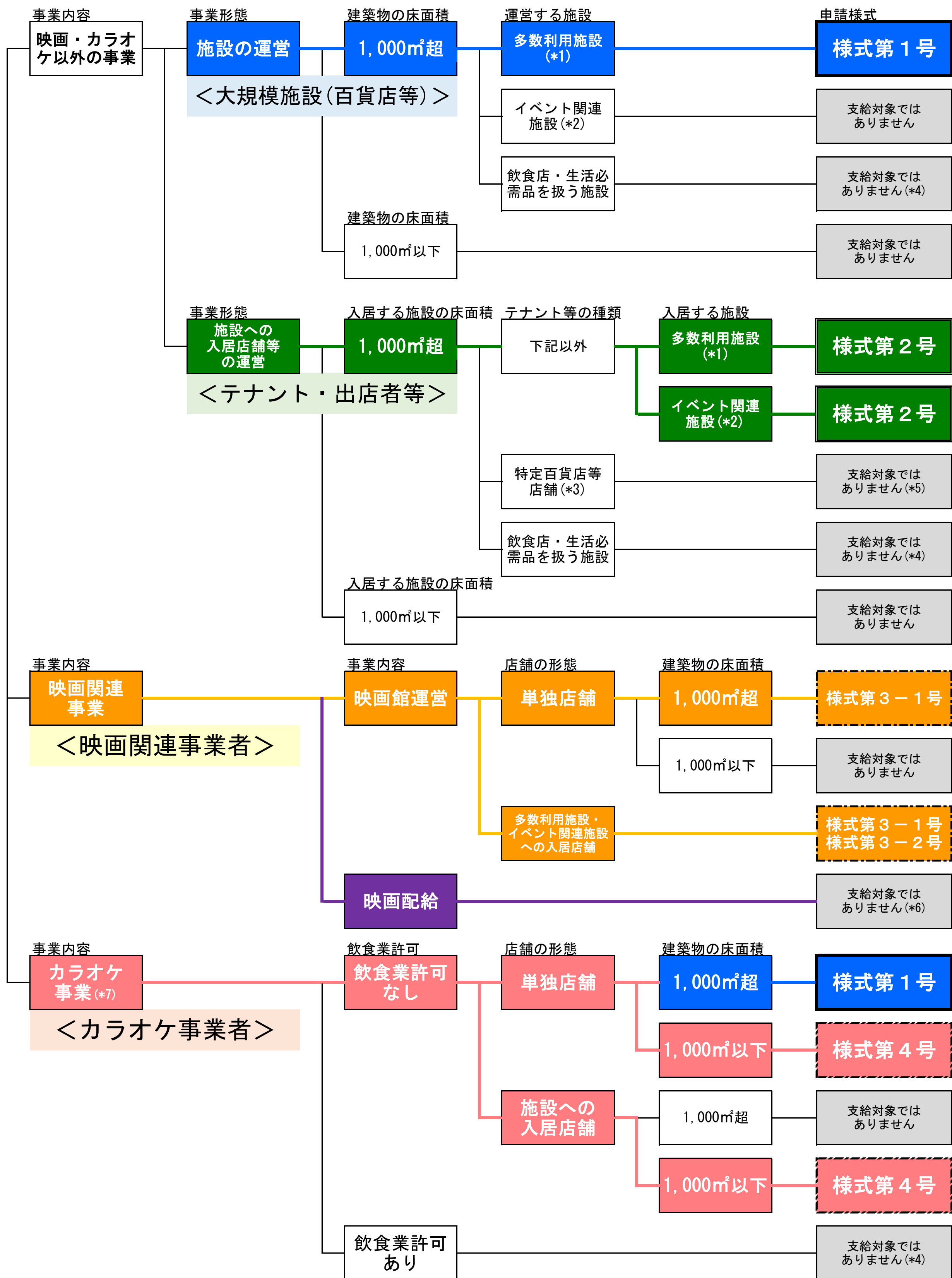


新型コロナウイルス感染症拡大防止休業等協力金(大規模施設等)【第2期】対象施設等フローチャート



(*1) 商業施設、遊技施設、遊興施設(飲食店除く)、サービス業等
 (*2) 劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館、運動施設・遊戯施設、博物館等(ただし、映画館、屋内運動施設は協力金の支給対象となります)
 (*3) 店舗の売上がいったん百貨店等に計上され、その後分配される場合で、百貨店等からの区画の分配を受け、当該店舗の運営者名義で出店し、一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗
 (*4) 飲食店については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(飲食店向け)」の対象です(条件あり)。ただし、飲食店向け協力金の対象にならない飲食店は、大規模施設等協力金の対象となることがあります。
 (*5) 特定百貨店等店舗が協力金の申請を行うことはできません。特定百貨店等店舗を有する百貨店等大規模施設が協力金を申請します。
 (*6) 映画配給会社の委任がある場合、大規模施設映画館が協力金を申請します。
 (*7) カラオケ事業の申請には、JASRACの許諾書(R3.8.19以前の日にち)が必要です。